

登別市中小企業地域経済振興ビジョン
(第2期)

令和8年3月

登 別 市

目 次

第1章 ビジョン策定の背景と構成

1-1 策定の背景	1
1-2 ビジョンの位置付け	2
1-3 計画期間	2

第2章 本市の現状

2-1 地理	3
2-2 人口	3
2-3 事業所の現状	10
2-4 製造業	12
2-5 商業	13
2-6 農業	15
2-7 漁業	16
2-8 観光	17

第3章 ビジョンのコンセプト

3-1 コンセプト	19
3-2 基本的な方向	20
3-3 ビジョンの体系	20

第4章 施策の推進

4-1 活力ある市内企業の育成	21
4-2 市内産業を担う新たな企業の創出	23
4-3 安心して働ける環境づくり	24
4-4 産業を担う人材の育成・確保	25

第5章 ビジョンの推進

5-1 関係者の役割	26
5-2 進行管理	26
5-3 見直し	26

第1章 ビジョン策定の背景と構成

1-1 策定の背景

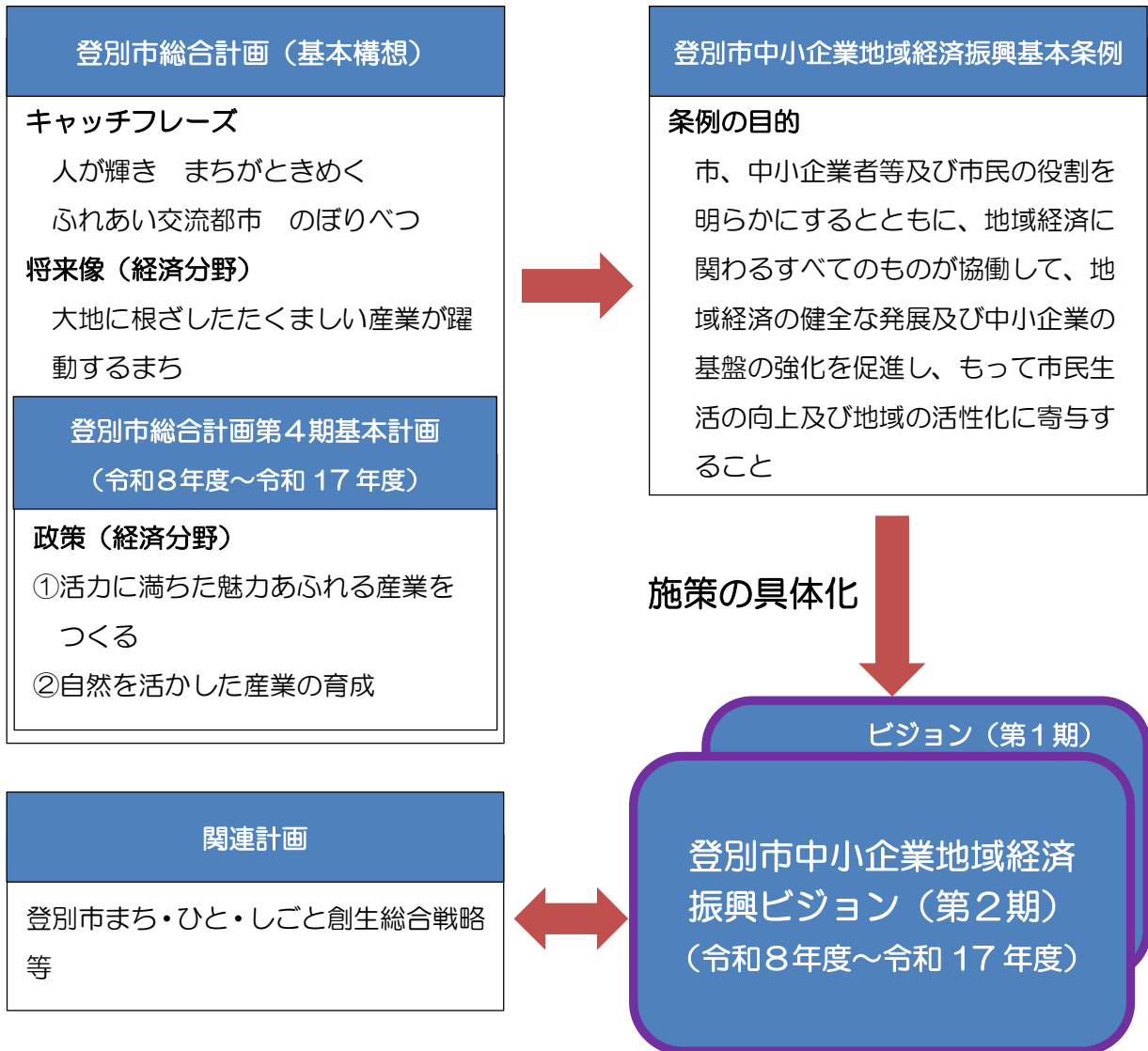
「登別市中小企業地域経済振興基本条例」（以下「基本条例」という。）は、地域経済がグローバル化の進展や高度情報化、少子化、人口減少など社会・経済情勢の変化等の影響を受ける中、将来にわたり持続的発展が可能な地域経済を構築するために、これまでの地域経済の振興に係る取組の課題・問題を把握し、市内経済に関わる全てのものが連携して新たな道筋を描くことが必要であると考え、市内経済界との協働による地域経済の振興に向けた取組として、新たな視点での地域活性化を目指し、平成25年7月に施行されました。

「登別市中小企業地域経済振興ビジョン」（以下「ビジョン」という。）は、基本条例第4条第2項の規定に基づくビジョンとして、地域経済及びその担い手である中小企業者等が地域社会の発展に果たす役割の重要性を認識のもと、社会経済環境の変化を踏まえ、中小企業者等・市民・市が協働して取り組む地域経済の振興の基本方向や推進する施策などを明らかにすることを目的に策定するものです。

平成30年3月に登別市中小企業地域経済振興ビジョン（第1期）（以下「第1期ビジョン」という。）が策定され、地域経済の振興に向け取組みを進めてまいりましたが、近年、コロナ禍や国際情勢の不安定化に伴う地政学リスク、物価高騰、デジタル社会への移行など様々な変化があったことから、登別市中小企業地域経済振興ビジョン（第2期）（以下「第2期ビジョン」という。）では、これまでの第1期ビジョンの基本理念を継承しつつも、変わり続ける時代や産業構造の変化に適応するため、基本目標や目指すべき産業の姿、各戦略について見直すとともに、これに併せた各施策を効果的に展開できるよう、第2期ビジョンを策定します。

1-2 ビジョンの位置付け

ビジョンは、「登別市総合計画」を上位計画とし、他の計画との整合性を図りながら、基本条例に基づき、中小企業者等・市民・市の三者が協働して取り組む地域経済の振興施策をまとめたものです。



1-3 計画期間

第2期ビジョンの計画期間は、「登別市総合計画第4期基本計画」の計画期間に合わせ、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）までの10年間とします。

第2章 本市の現状

2-1 地理

北海道の地域構造は、道央圏を中心に南北に伸びる軸（南北軸）と、道央圏から東に伸びる軸（東西軸）の二つの軸を骨格にして、交通網が形成され、中核都市が集積しています。

本市は、北海道支笏洞爺国立公園の中核に位置し、登別温泉を抱えるわが国有数の観光都市であるとともに、本道で最も進んだ重工業地帯の室蘭工業圏の一翼として発展してきました。

また、道央圏と道南圏を結ぶ交通の良好な場所に位置し、高速道路や高規格幹線道路、鉄道を介し、札幌市や北海道の空の玄関口・新千歳空港はもとより、道内の各中核都市に短時間でアクセスすることができる極めて交通の至便な場所に位置し、北海道の物流を支える国際拠点港湾の室蘭港と苫小牧港にも近い場所に位置しています。

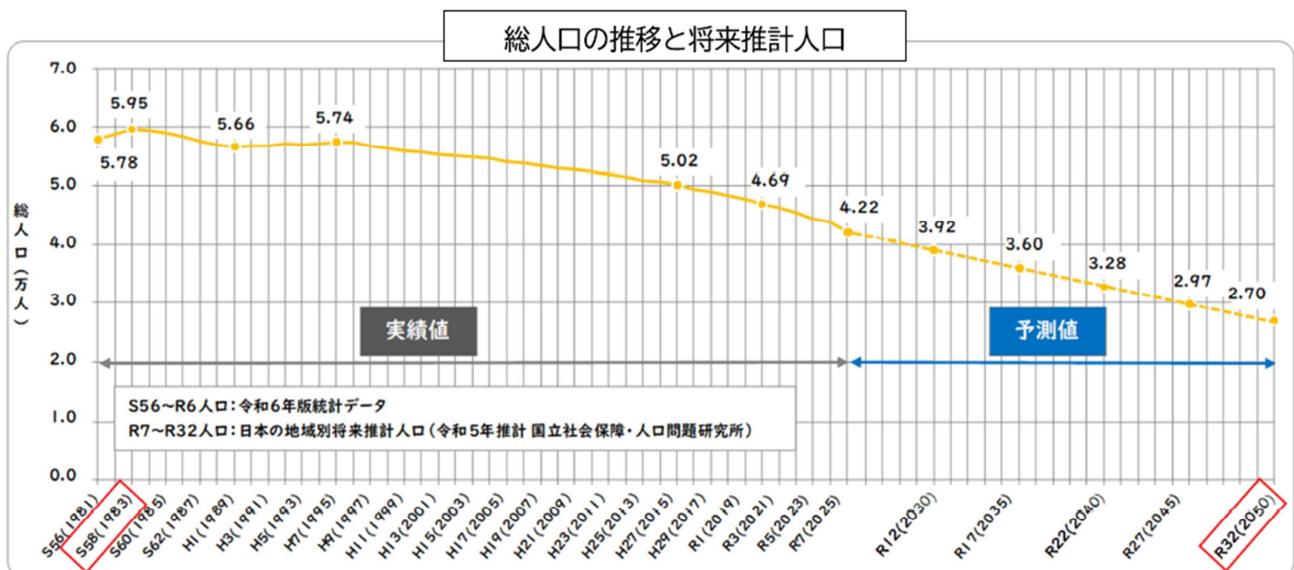
地域には、日本工学院北海道専門学校や室蘭工業大学といった高等教育機関が所在し、室蘭工業圏を支える優秀な人材の育成や技術の研究を通し、地域経済に貢献しています。

2-2 人口

(1) 総人口の推移と推計

本市の人口は、工業都市室蘭市の人口増加とともに増加し続けてきましたが、昭和58年（1983年）をピークに年々減少しており、平成7年（1995年）頃わずかに増加したものの、以降は減少が続いています。

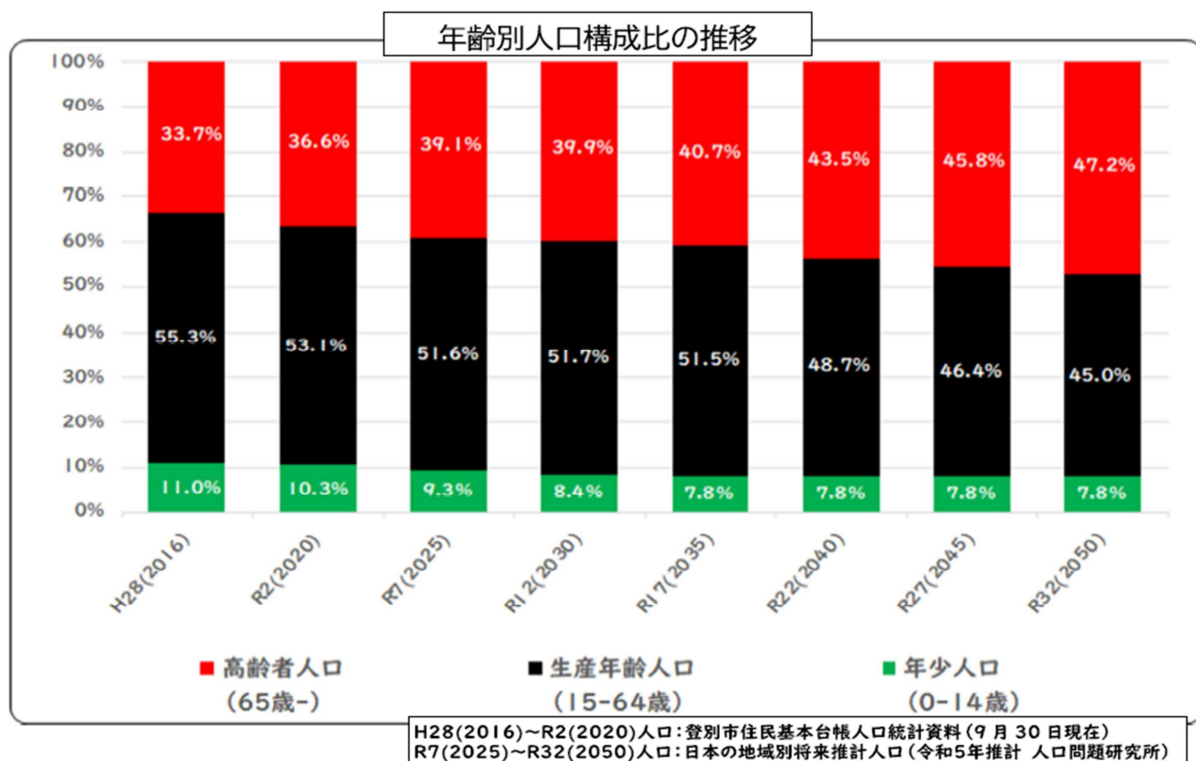
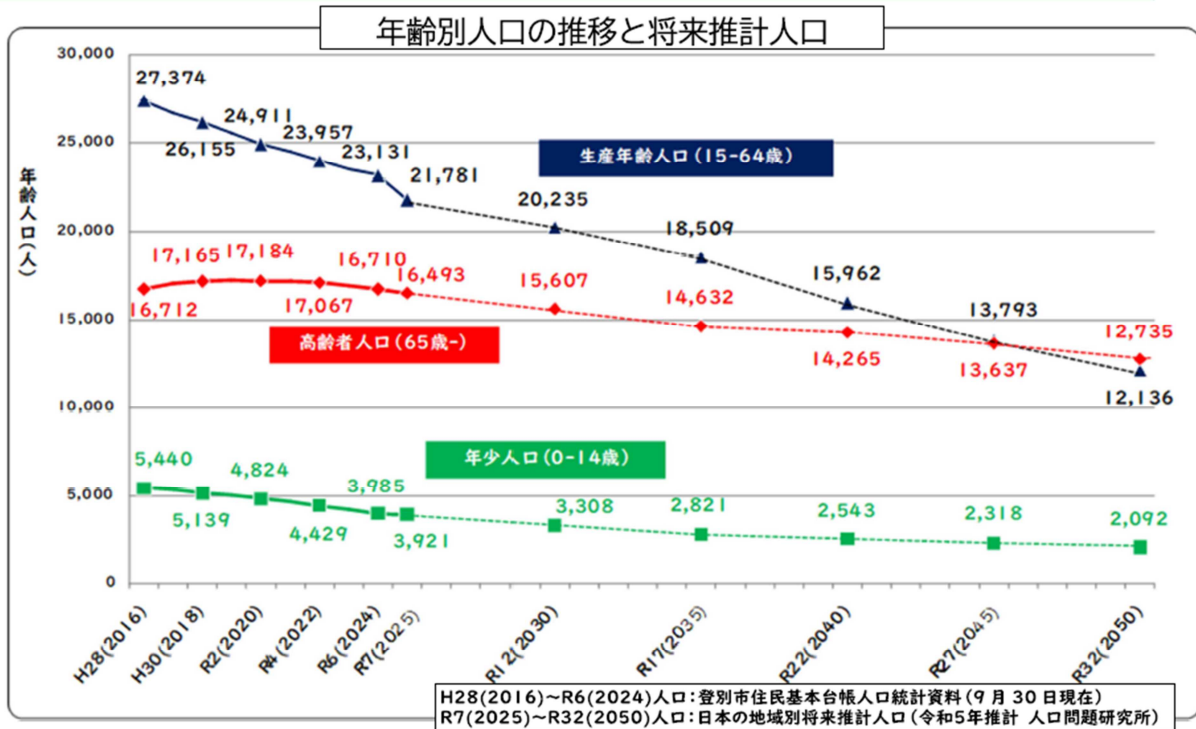
今後においても人口は減少し続けると予測されており、令和32年（2050年）には26,963人となり、昭和58年（1983年）の約半数以上、減少することが予想されています。



(2) 年齢別人口の推移

年齢別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）の全ての人口が減少しており、今後においても減少傾向は続き、令和27年（2045年）以降には高齢者人口が生産年齢人口を上回ることが予測されています。

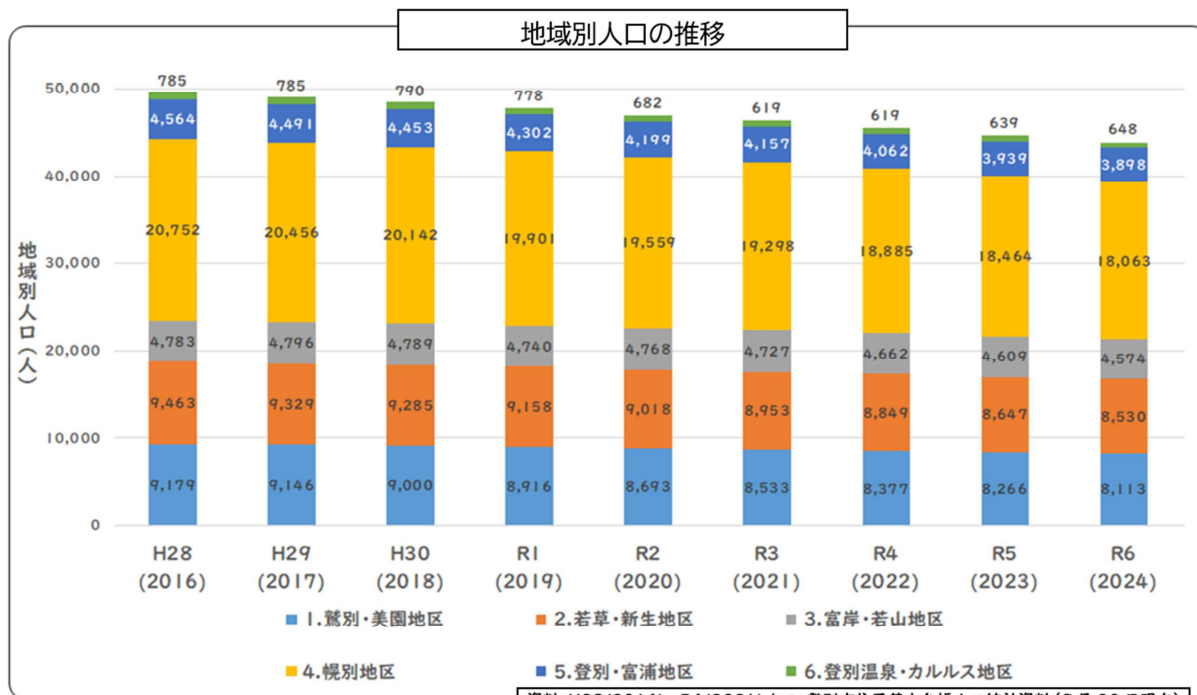
そのため、高齢化率（65歳以上）は、将来的にますます高まり、令和32年（2050年）には47.2%に達すると予測されています。



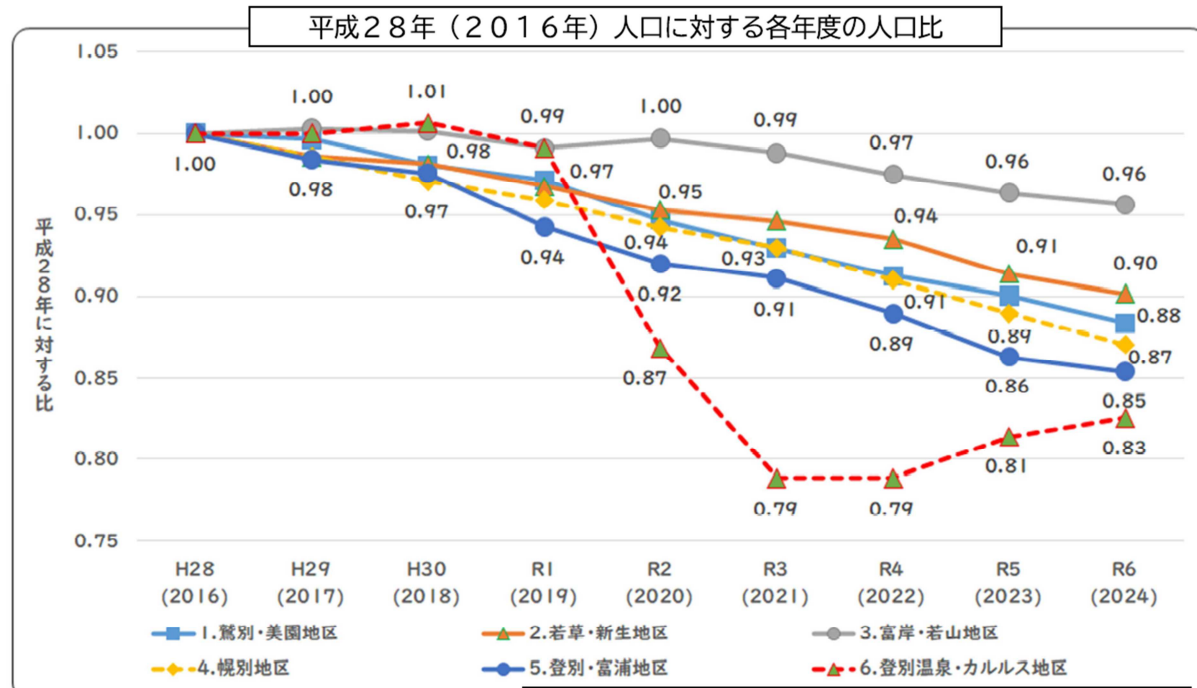
(3) 地域別人口の推移

令和6年度（2024年）の地域別人口をみると、全ての地域が平成28年（2016年）に比べて減少していますが、登別温泉・カルルス地区の令和2年（2020年）から令和4年（2022年）の人口は、平成28年（2016年）に比べ著しく減少したものの、令和5年（2023年）以降は増加に転じています。

令和2年（2020年）3月より流行した新型コロナウイルス感染症の影響で外国人の入国規制があり、登別温泉で働く外国人労働者が減少したことが主な要因であると推測されます。

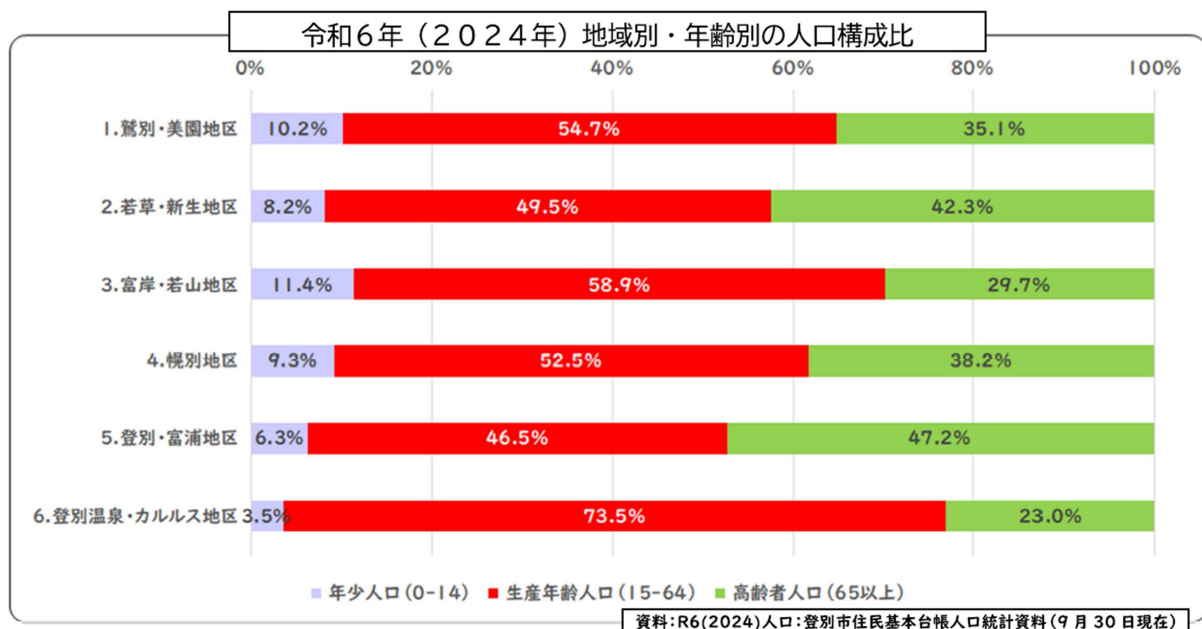
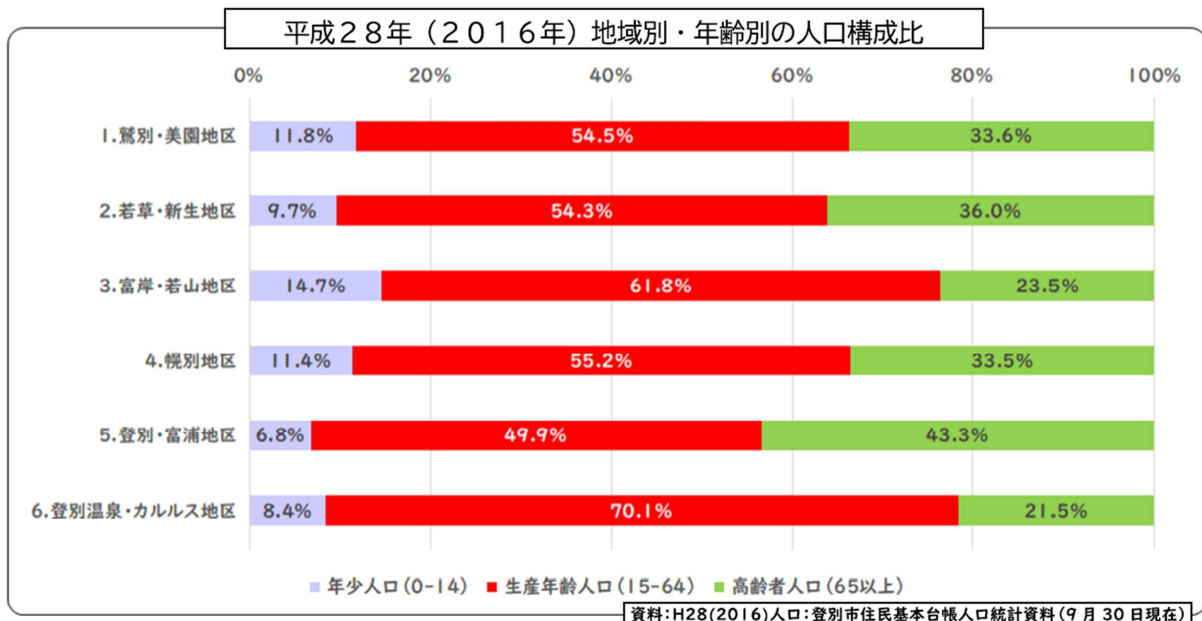


資料: H28(2016)~R6(2024)人口: 登別市住民基本台帳人口統計資料(9月30日現在)



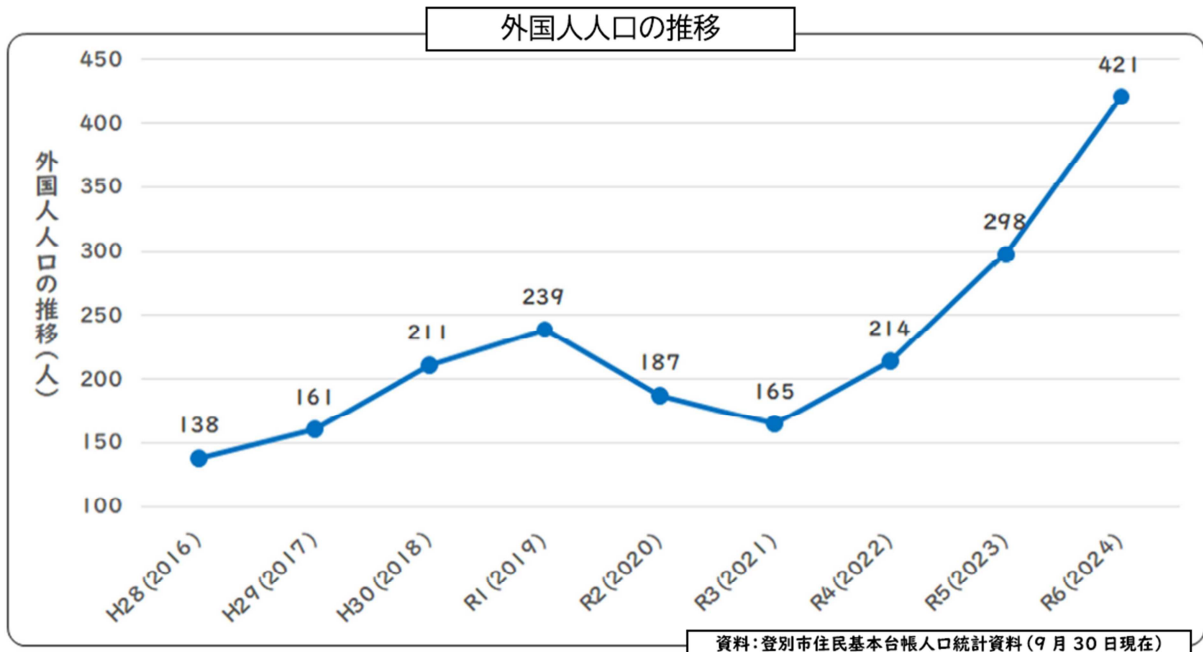
資料: H28(2016)~R6(2024)人口: 登別市住民基本台帳人口統計資料(9月30日現在)

地域別・年齢別の人口構成比をみると、平成28年（2016年）から令和6年（2024年）にかけて、全地域で高齢者人口（65歳以上）の割合が増加し、年少人口（～14歳）の割合が減少しています。

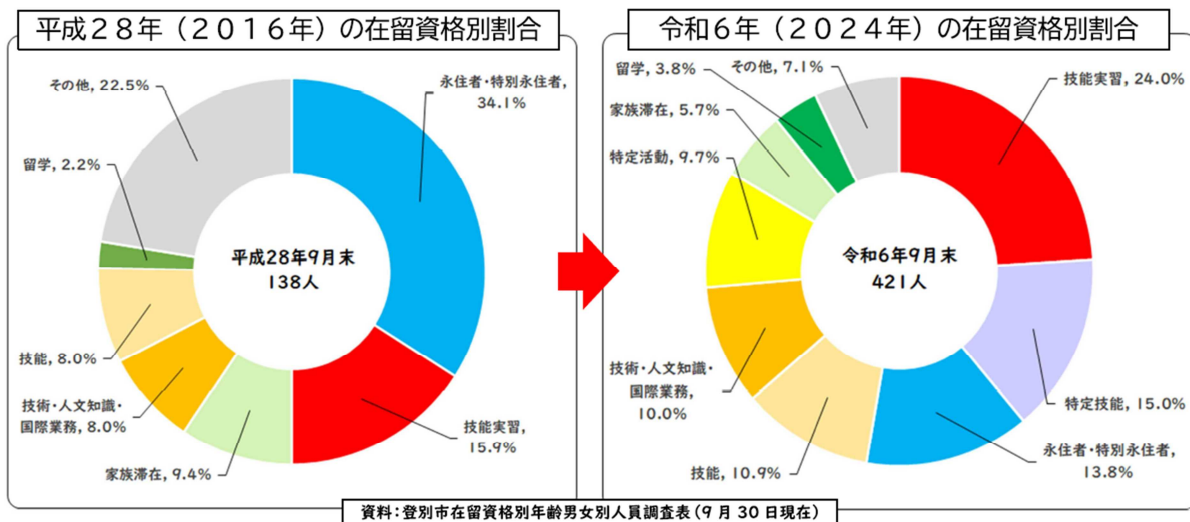


(4) 外国人の人口動向

外国人の人口動向をみると、新型コロナウイルス感染症の影響が大きかった令和2年（2020年）と令和3年（2021年）には減少したものの、令和4年（2020年）には再び増加しており、令和6年（2024年）には平成28年（2016年）の3倍程度となっています。

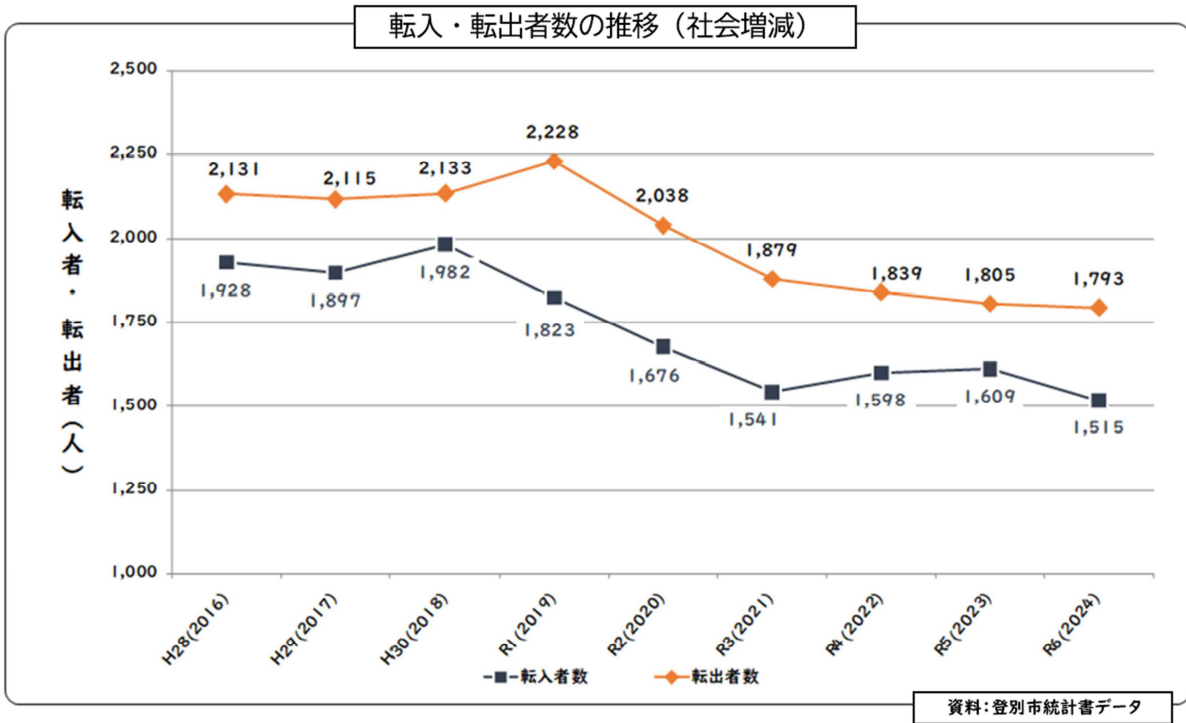


在留資格別にみると、平成28年（2016年）では「永住者・特別永住者」の割合が最も多かったが、令和6年（2024年）には「技能実習」「特定技能」の割合が多くなっており、外国人労働者や外国人技能実習生の受け入れが増えているものと推測されます。



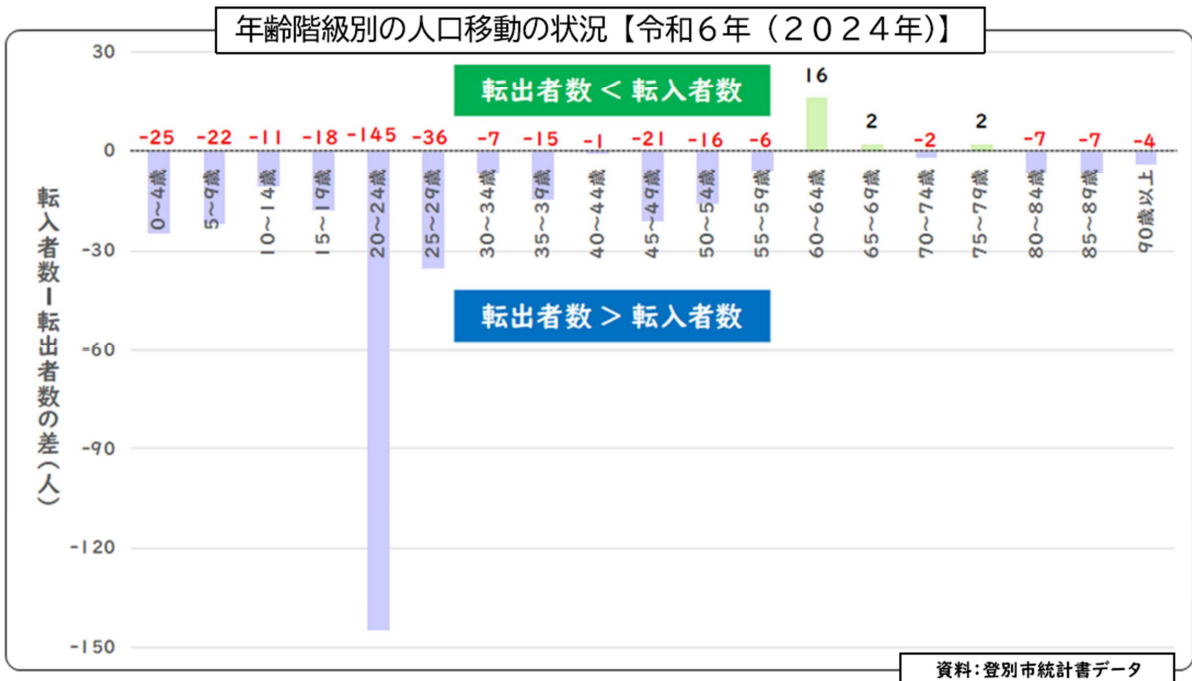
(5) 転入・転出者数の推移

近年の転入・転出者数をみると、数にばらつきはありますが、転出超過の状況が続いています。



年齢階級別に令和6年(2024年)の人口移動(転入転出の差)をみると、60～69歳など、一部の年齢層では転入者が転出者を上回っていますが、ほとんどの年齢層で転出者が転入者を上回っています。

特に、20～24歳では転出超過が著しく、就職などに伴い市外へ転出する若年層が多いことが主な理由であると推測されます。

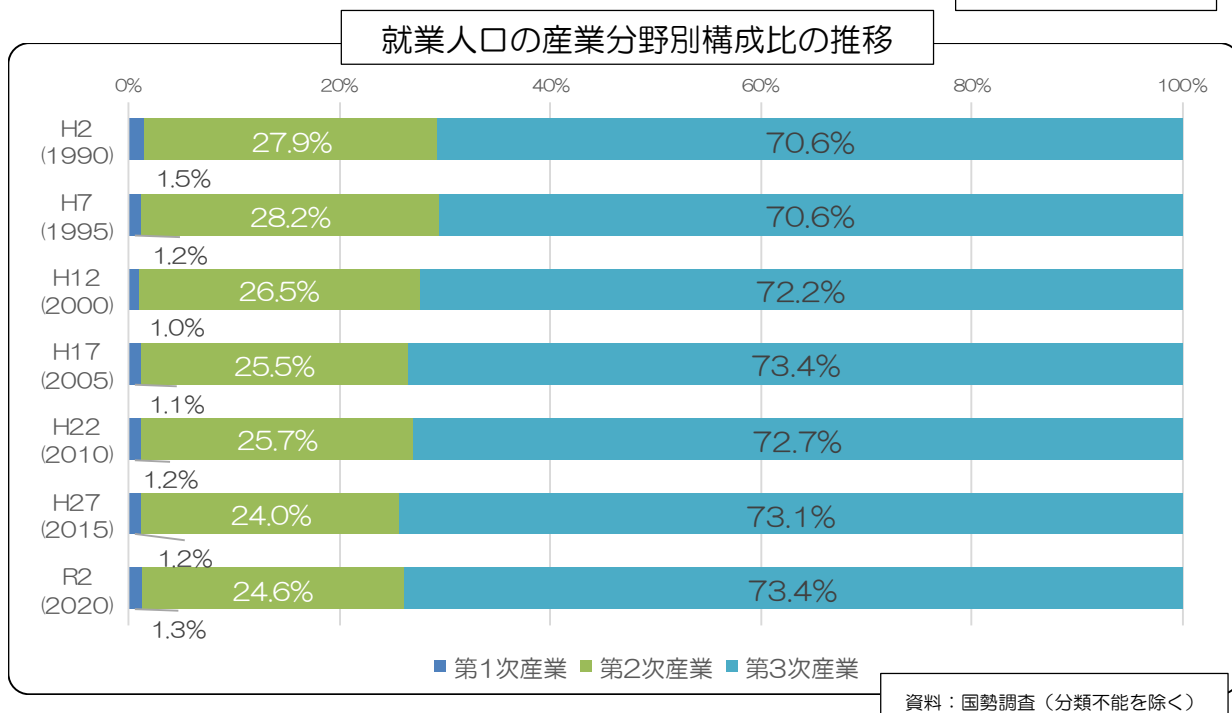
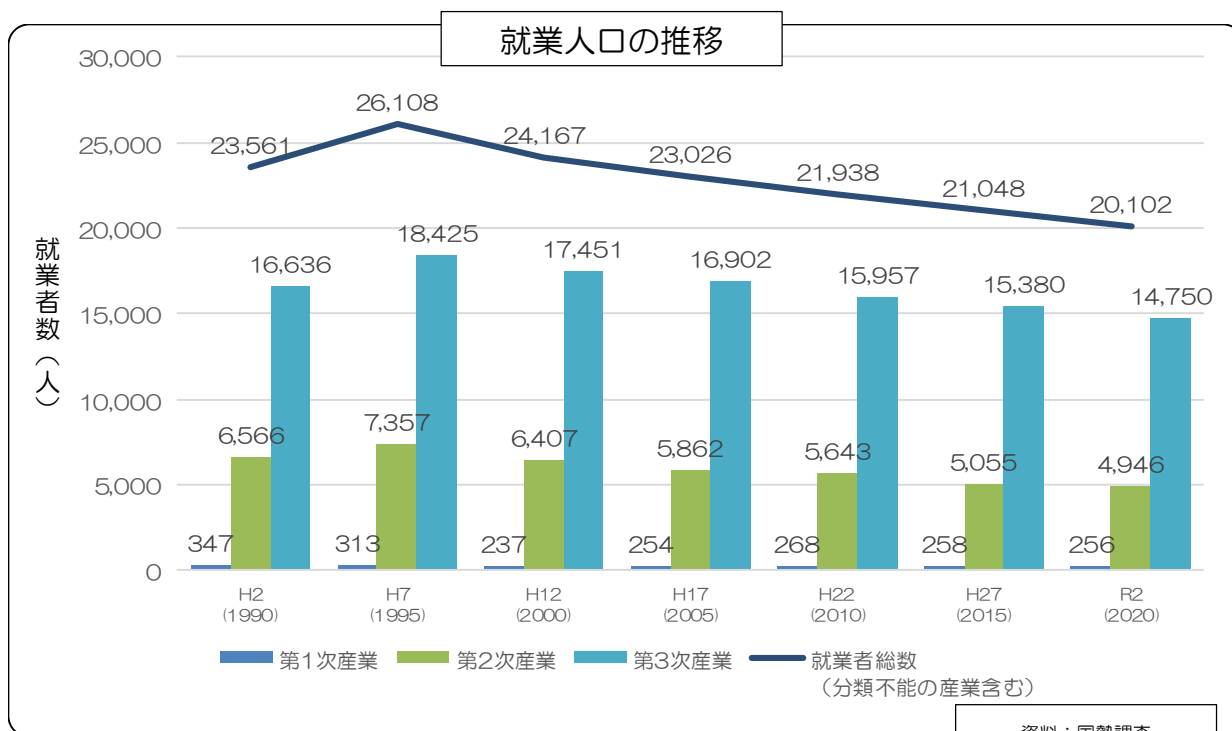


(6) 就業人口の動向

就業人口※は、平成7年（1995年）調査時で増加したものの、それ以降は減少を続けており、平成7年（1995年）の26,108人に対し、令和2年（2020年）は20,102人に減少しています。

就業人口を産業別に見ると、就業者は全ての産業で減少が続き、令和2年（2020年）では、第1次産業が256人（構成比1.3%）、第2次産業が4,946人（構成比24.6%）、第3次産業が14,750人（構成比73.4%）となっています。

※就業人口は、15歳以上人口のうち、調査期間中（毎月末の1週間）に「従業者」または「休業者」のいずれかに該当する者を指します。

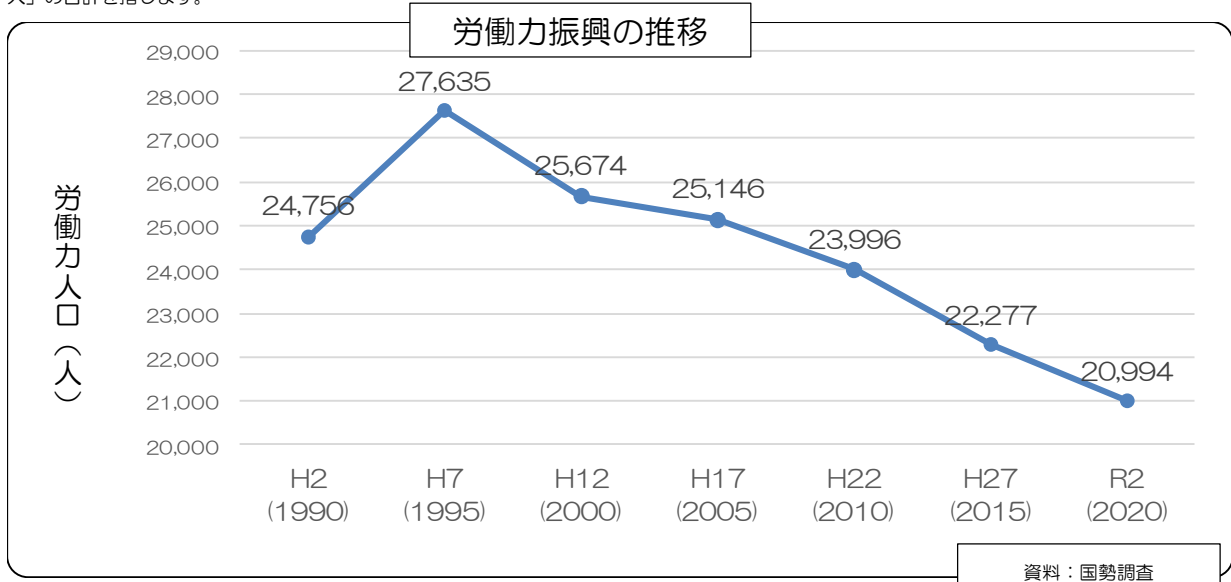


(7) 労働力人口の動向

労働力人口※は、平成7年（1995年）調査時で増加したものの、それ以降は減少を続けており、平成7年（1995年）の27,635人に対し、令和2年（2020年）は20,994人に減少しています。

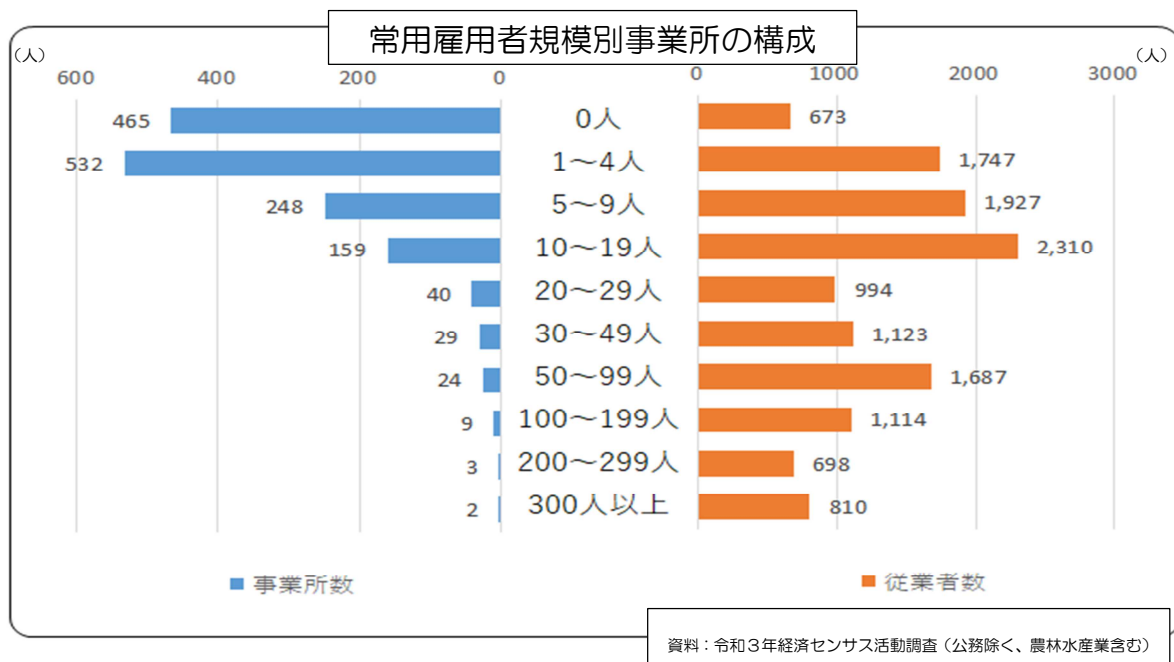
就業人口及び労働力人口の減少は、人材確保がより困難になることを示しています。

※労働力人口とは、15歳以上の人口のうち、「働く意思と能力を持っており、実際に経済活動に参加している（または参加しようとしている人）」の合計を指します。

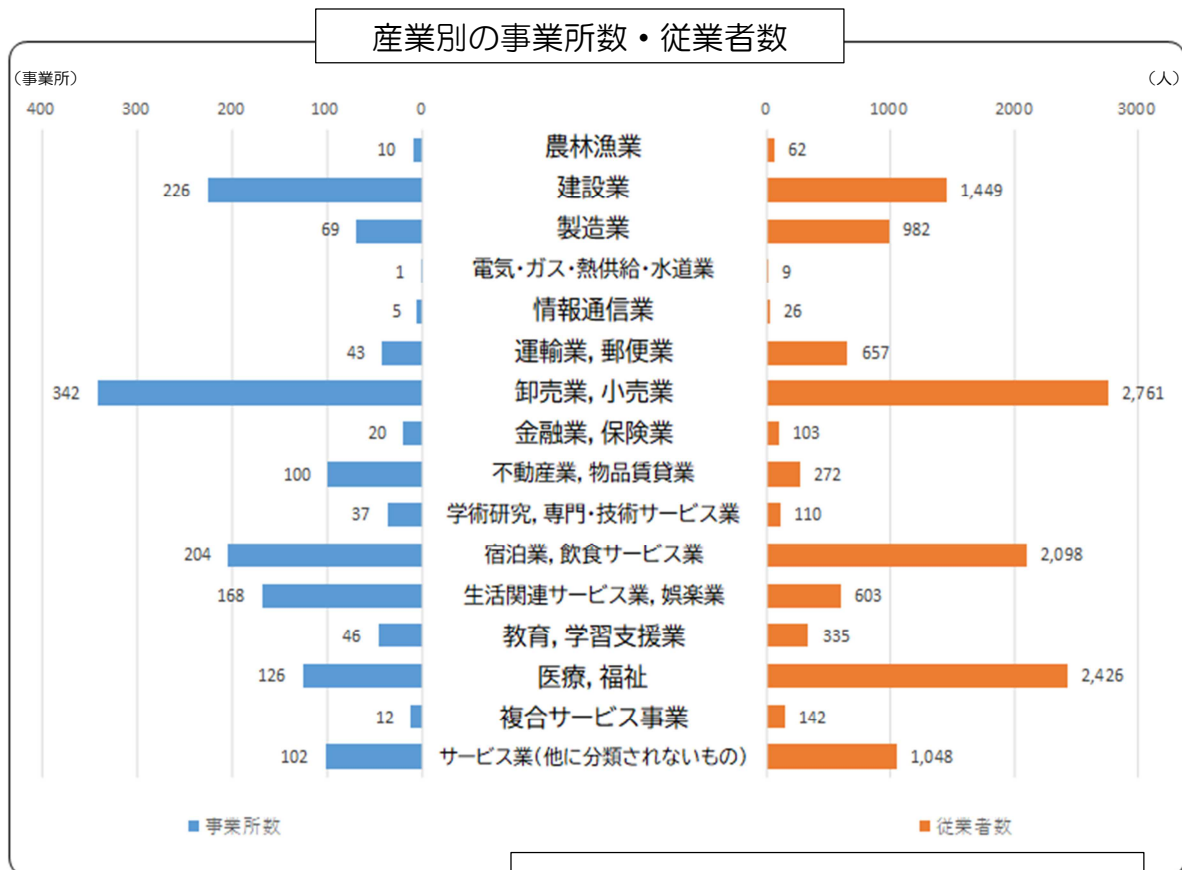


2-3 事業所の状況

市内には1,514の事業所（公務を除く、農林漁業を含む。）が存在し、従業者規模別に見ると、従業者数19人以下の事業所が92.9%を占めており、従業者数4人以下の事業所は66.0%であることから、中小企業者の中でも特に小規模な企業が多数を占めています。

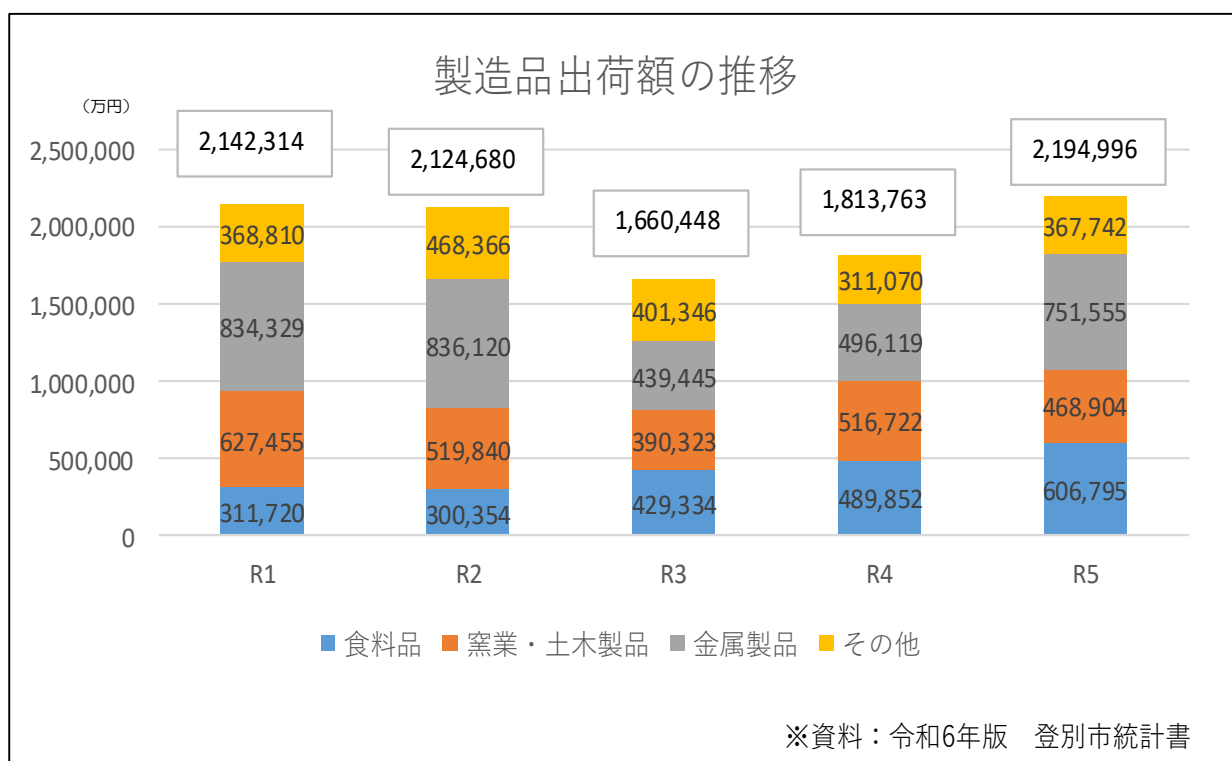


また、事業所の構成を業種別に見ると、令和3年（2021年）は、「卸売業、小売業」が342事業所（構成比22.6%）、次いで「建設業」が226事業所（構成比15.0%）、「宿泊業、飲食サービス業」が204事業所（構成比13.5%）を占めており、これら3業種で全体の約5割を占めています。従業者数は「卸売業・小売業」「医療、福祉」「宿泊業、飲食サービス業」が上位3種となり、全体の約5割（7,285人）となっています。



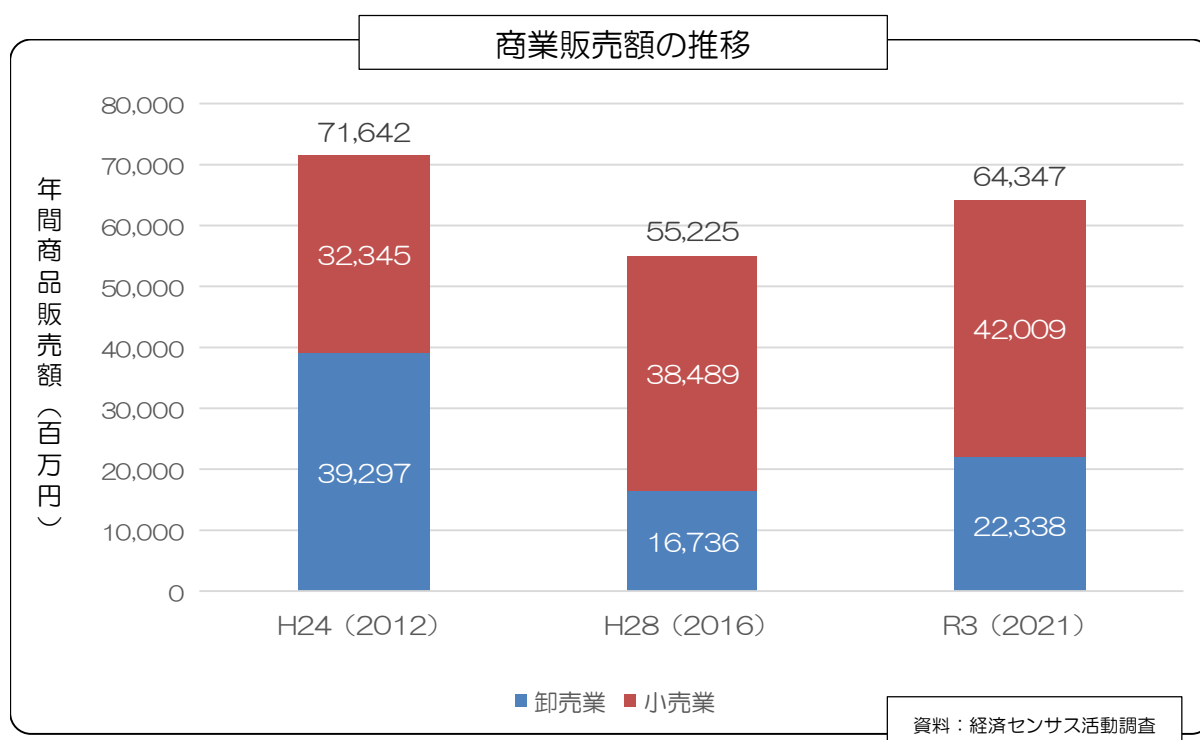
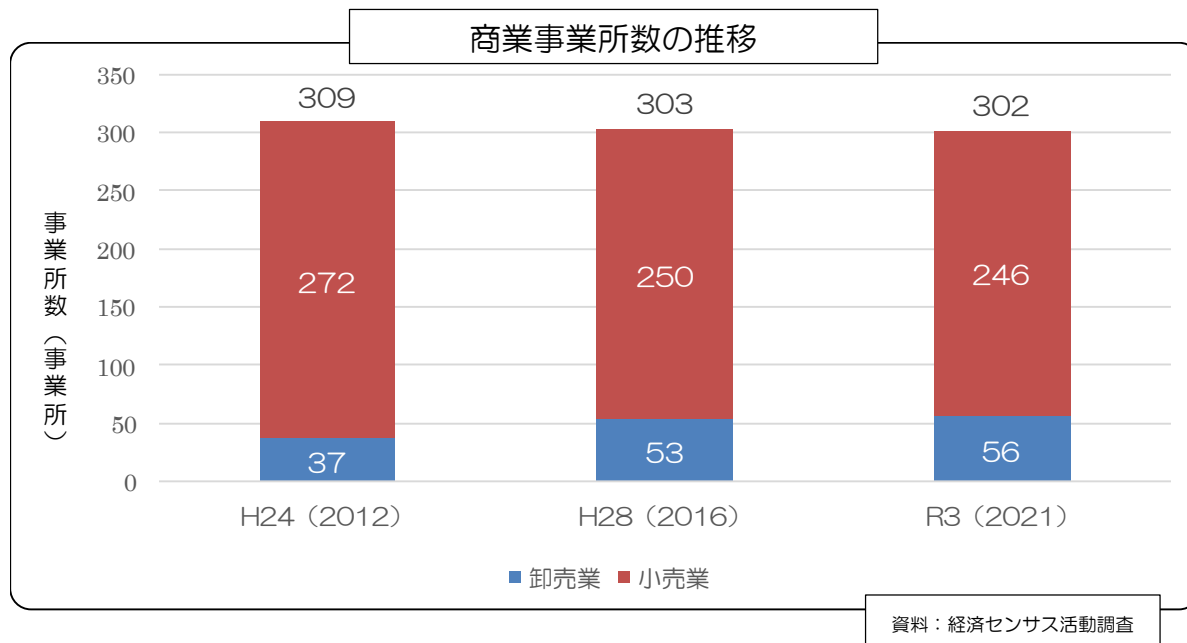
2-4 製造業

本市の製造業(従業者数4人以上の事業所)の状況は、製造品出荷額を見ると、令和3年(2021年)に大きく減少したものの、その後は持ち直し、令和5年(2023年)には令和元年(2019年)の水準を上回りました。これは、コロナ禍後の需要回復に加え、エネルギー価格や原材料費の上昇に伴う製品価格への影響等も考えられることから、製造品出荷額は直近で高水準に推移しています。

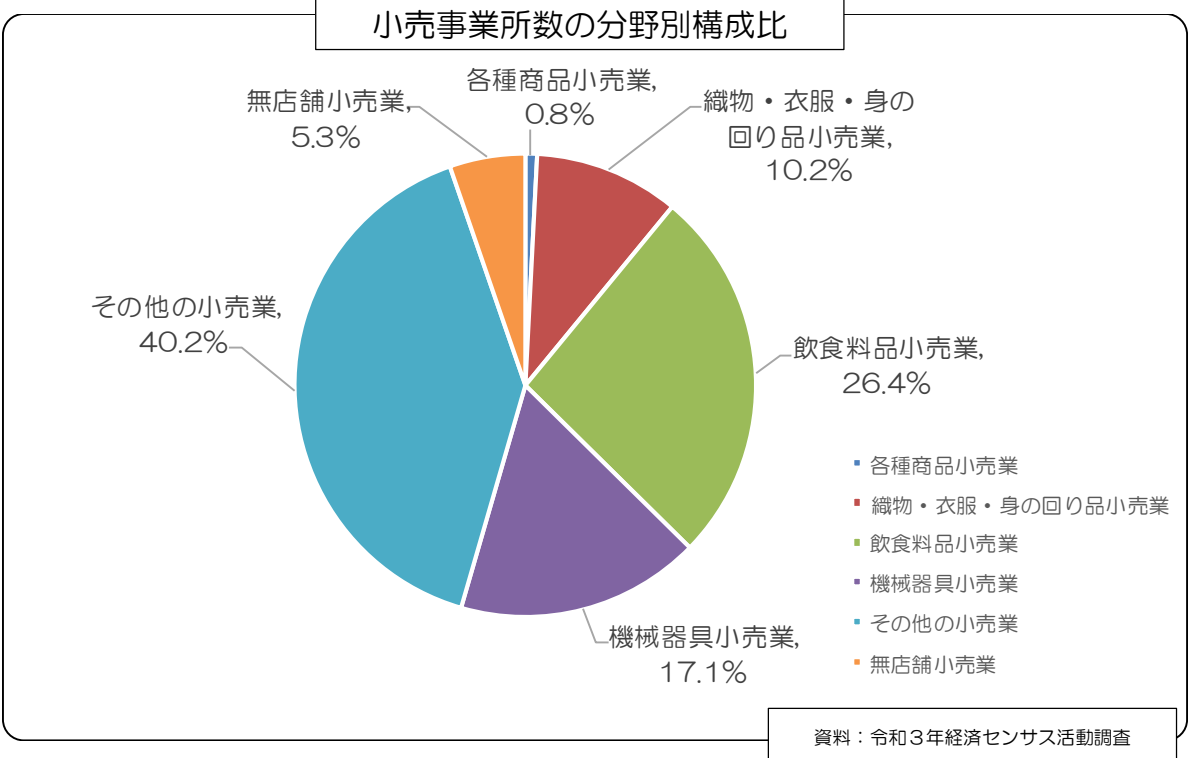
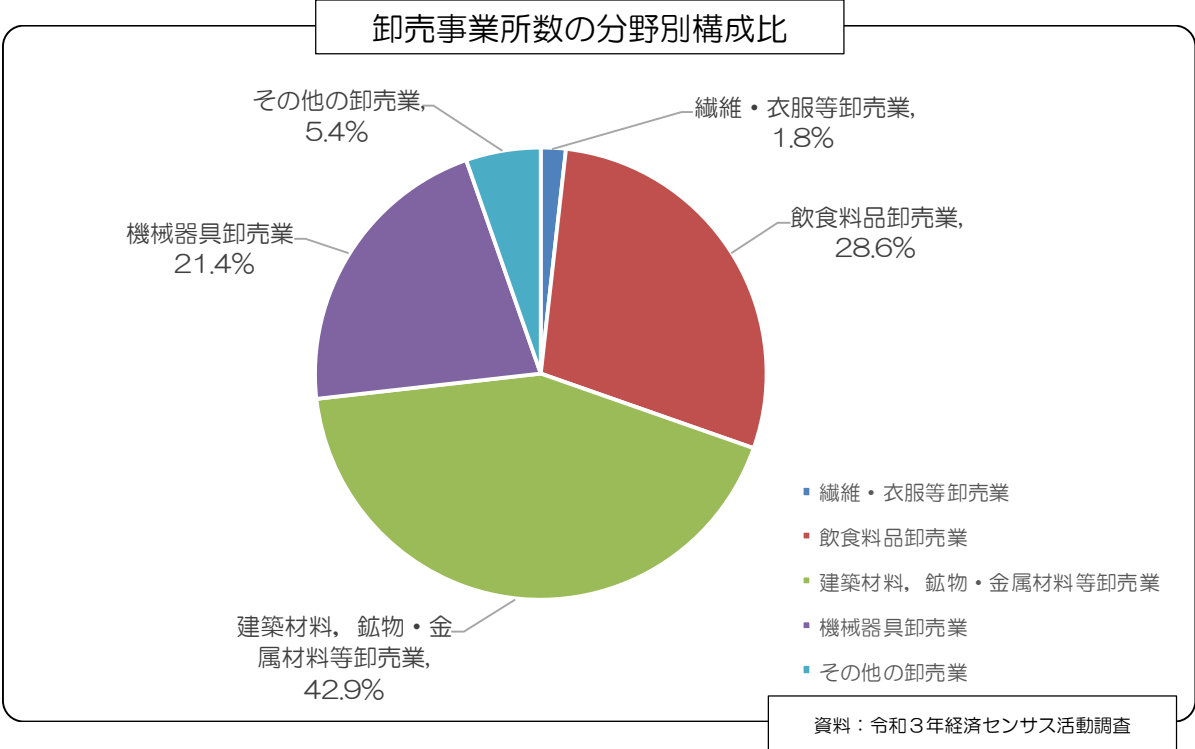


2-5 商業

本市の商業の現状は、卸売業及び小売業共に事業所数が横ばいで推移しており、商業販売額については、平成28年（2016年）は減少傾向にありましたが、令和3年（2021年）では、回復傾向にあります。



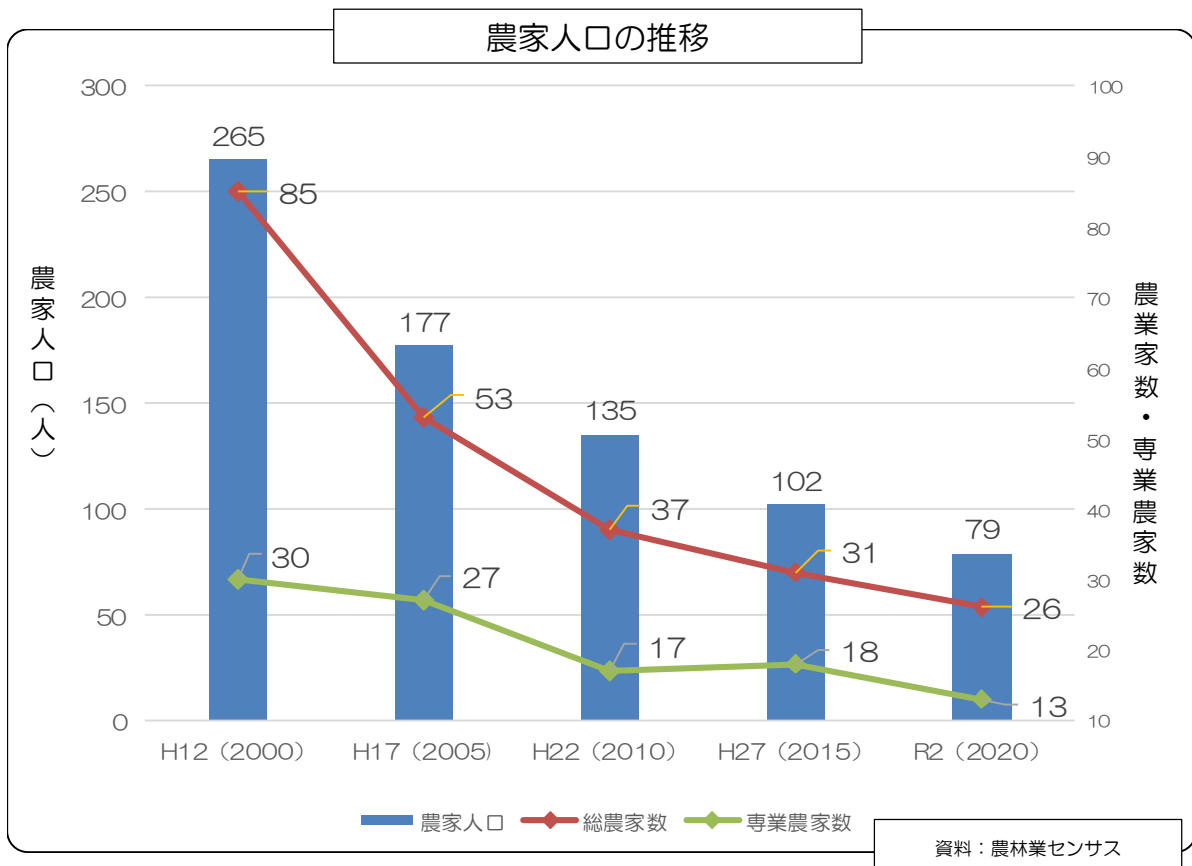
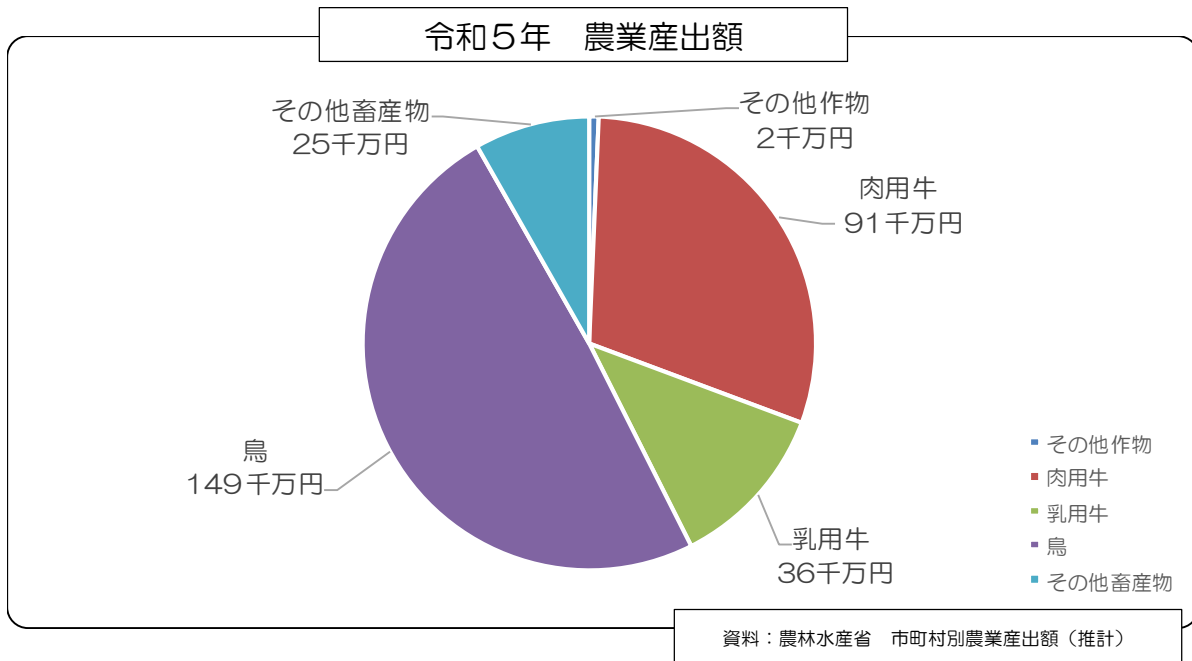
また、令和3年（2021年）の商業事業所の構成を分野別に見ると、卸売業では、「建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」が42.9%で最も多く、次いで、「飲食料品卸売業」が28.6%、「機械器具卸売業」が21.4%、となっています。小売業では、「その他の小売業」が40.2%で最も多く、次いで、「飲食料品小売業」が26.4%、「機械器具小売業」が17.1%、「織物・衣服・身の回り品小売業」が10.2%、の順となっています。



2-6 農業

本市の農業は畜産業が中心であり、令和5年（2023年）の農業産出額は、肉用牛が9億1千万円、乳用牛が3億6千万円、鳥が14億9千万円となっています。

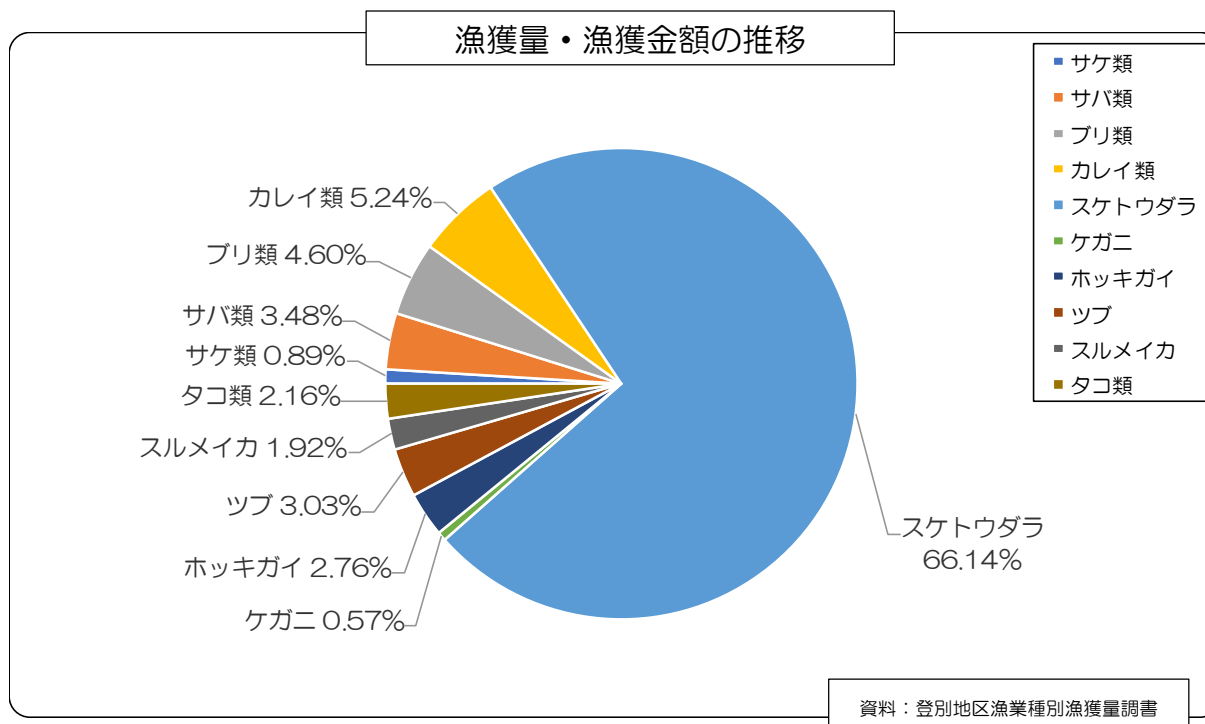
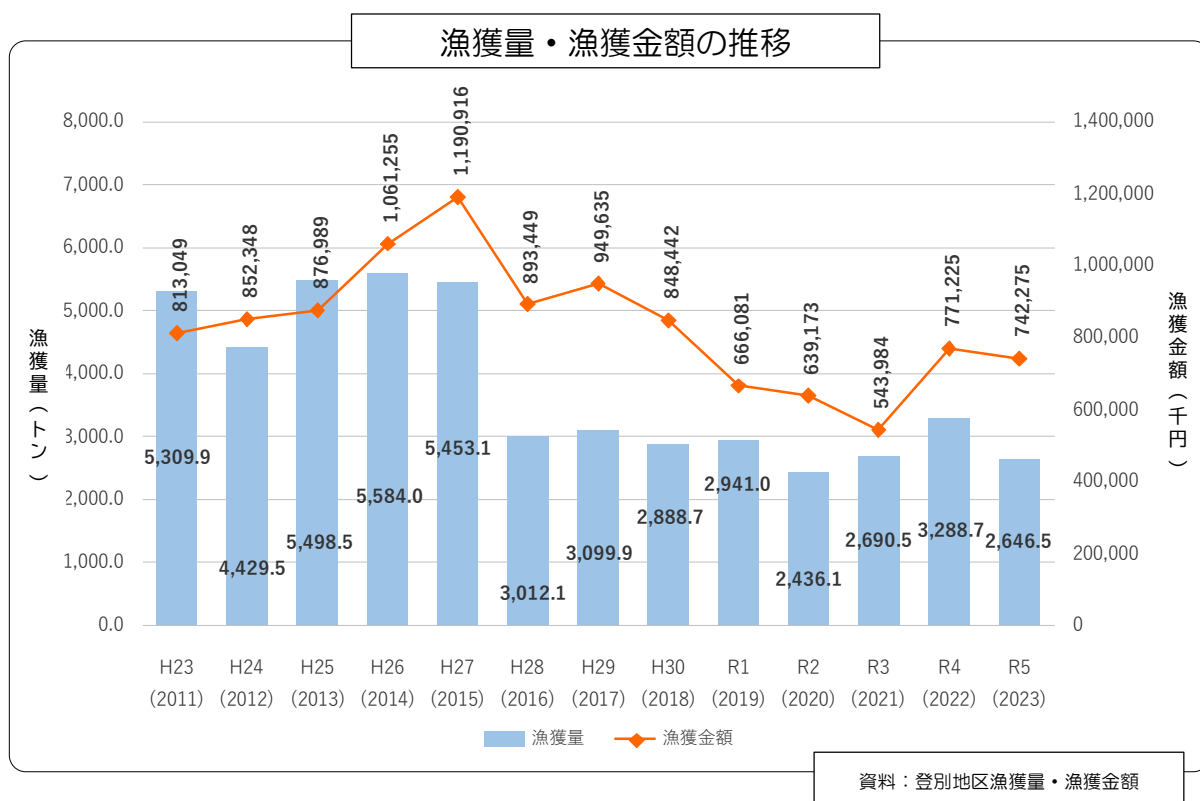
また、農業就業人口は減少が続いており、平成12年（2000年）の85世帯265人から、令和2年（2020年）は26世帯79人まで減少しています。



2-7 漁業

本市の漁業は沿岸漁業が主で、刺網漁業や定置網漁業が操業されており、水揚魚種はスケトウダラ、サケ類、カレイ類、ケガニ、ホッキガイ、タコ類等です。

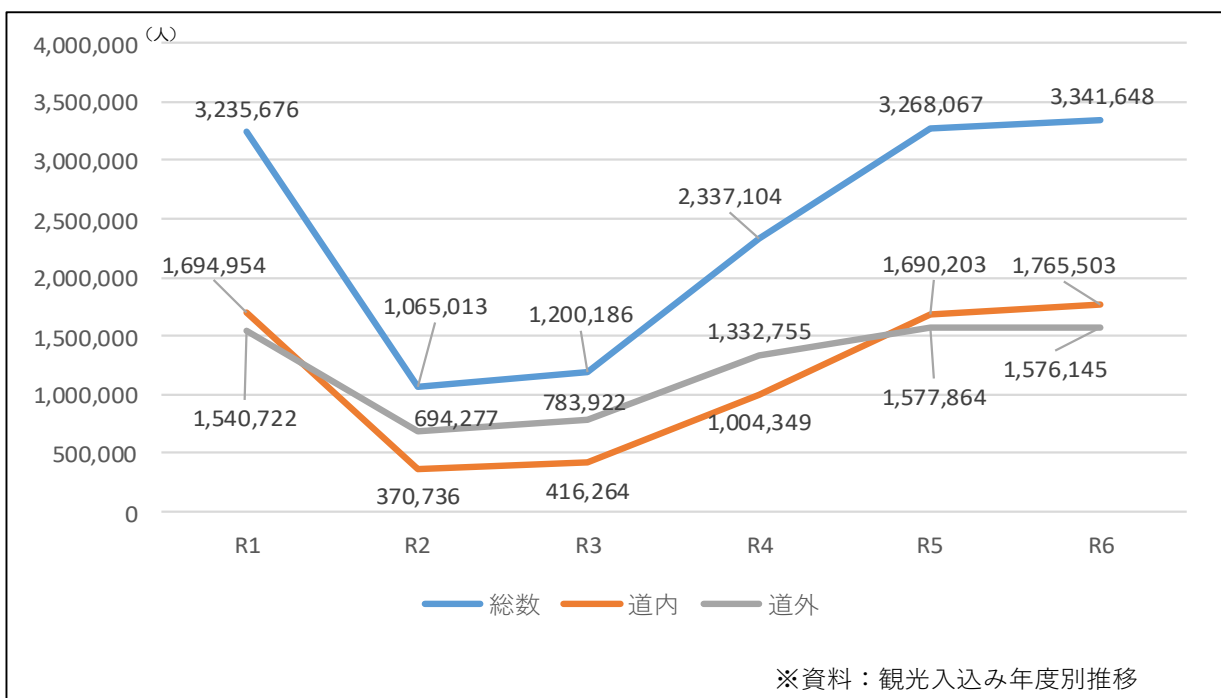
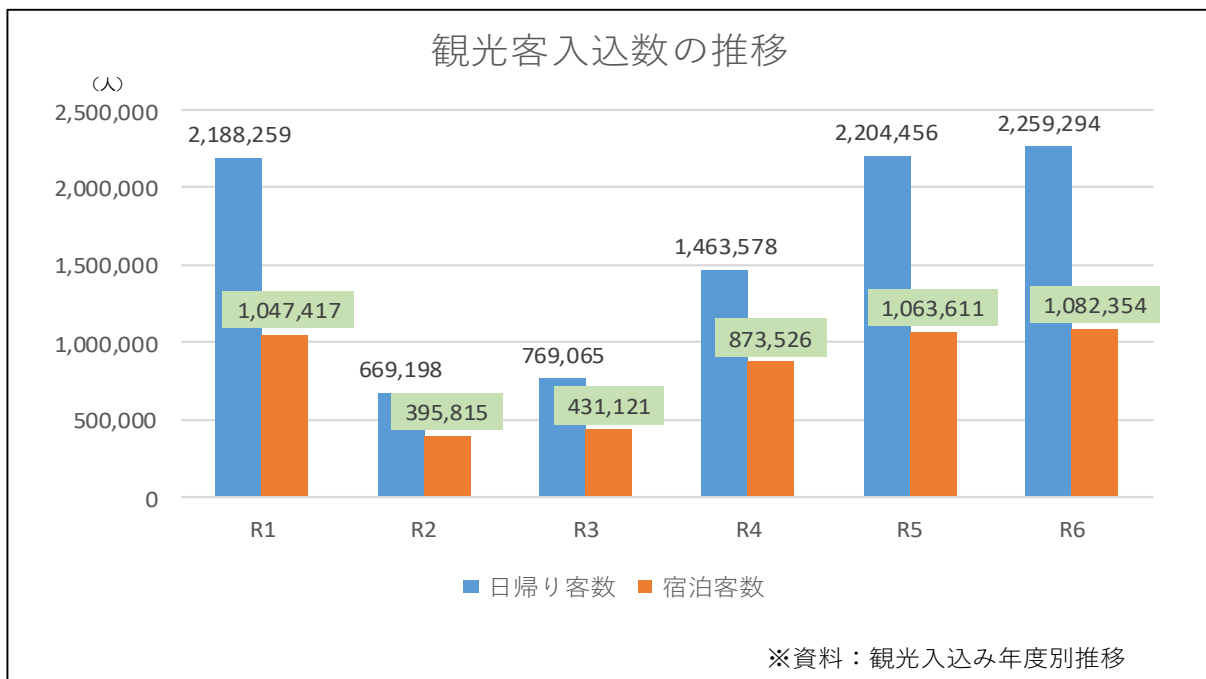
令和5年の登別地区漁獲量は2,646.5トン、漁獲金額は742,275千円となっており、魚種別漁獲量構成比は、スケトウダラ(66.14%)が最も多く、次いでカレイ類(5.24%)、ブリ類(4.60%)となっています。



2-8 観光

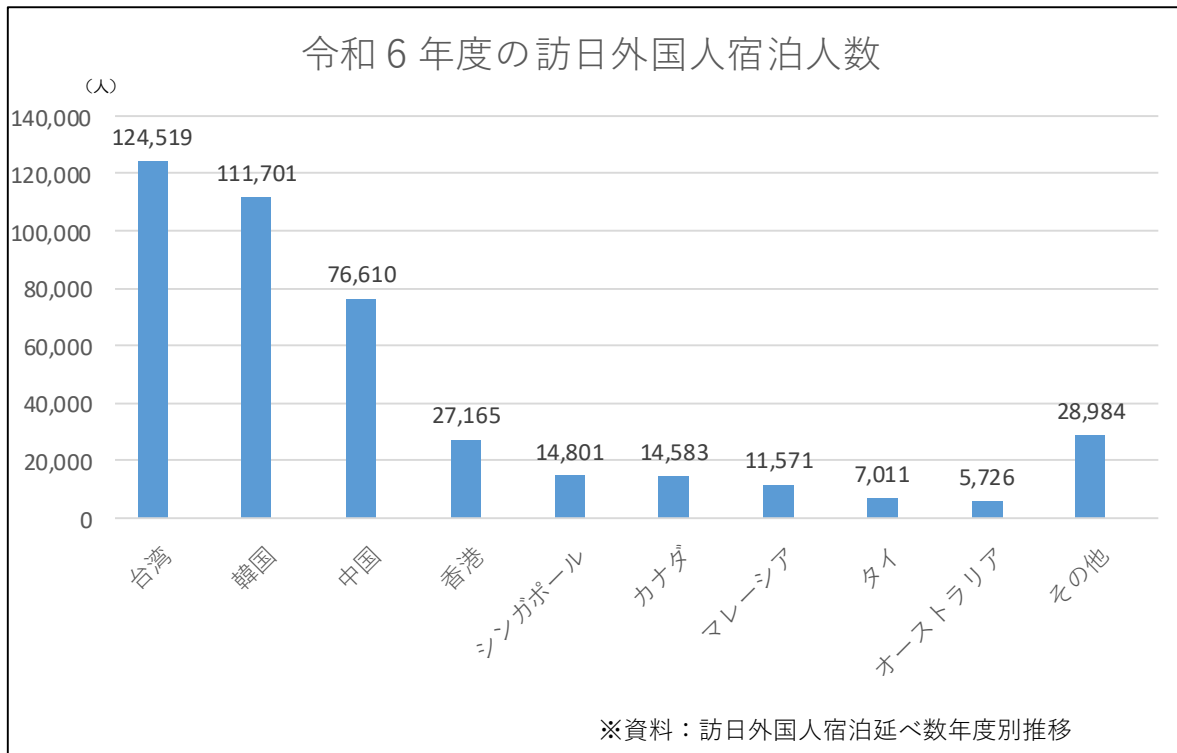
観光客入込数は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行の拡大により、国内外の観光客が激減したこともあって39万人まで落ち込んでいましたが、近年、外国人観光客や国内旅行者の増加により、令和6年度は約334万人となっています。

観光客入込数を出発地から道内客と道外客（訪日外国人も含む）に区分した場合、道外客の占める割合が若干上回っていますが、令和5年度からはおおむね拮抗しています。観光客入込客数の推移では、道内客、道外客ともに増加傾向にあります。



また、訪日外国人の宿泊人数も増加傾向にあり、令和6年度では台湾や韓国、香港、中国などのアジア地域が全体の約89.2%を占める一方、北米やヨーロッパは約5%となっています。

これは、アジア地域から北海道への直行便の就航による利便性の向上とともに、温泉・食・景観を目的に訪日する観光客が多いためと考えられます。



第3章 ビジョンのコンセプト

3-1 コンセプト

登別市中小企業地域経済振興基本条例では、条例の目的を達成するため、次の2つを基本理念として掲げています。

- ①中小企業者等・市民・市のそれぞれの取組みと相互理解
- ②中小企業者等・市民・市が等しく連携し適切な役割分担をする「三者協働」による地域経済及び中小企業者等の振興への取組

第1期ビジョン策定以降、地域経済を取り巻く環境は、消費税率の引上げや北海道胆振東部地震をはじめとする自然災害、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会・経済構造の変化や急速なデジタル化の進展など、これまでにない環境変化の影響を受けてきました。

また、少子高齢化の進行や人材不足、働き方をめぐる環境変化などにより、中小企業等の経営は一層複雑化しています。

第2期ビジョンは、登別市総合計画第4期基本計画の産業分野における基本目標「大地に根ざしたたくましい産業が躍動するまち」の実現に向け、将来の姿として、「登別のまち・人・企業が健康で元気に活躍し、市内企業が健全な経営環境のもと活発な事業活動を行い、地域が一体となり地域経済の振興」を目指し、計画的に推進していくものです。

複雑化した課題に対し、地域経済に関わる全ての者（中小企業者等・市民・市）が相互に連携しながら継続的に発展することを目指し、第2期ビジョンのコンセプトを第1期ビジョンに引き続き、次のとおり定めます。

地域資源を生かした活力ある地域経済の形成

3-2 基本的な方向

コンセプトを実現するため、4つの基本的な方向を定めます。

基本的な方向	目指す姿
活力ある市内企業の育成	市内事業所の多くを占める中小企業者等の支援を行い、産業の活性化を目指します。
市内産業を担う新たな企業の創出	産業間連携の推進、地域資源の発掘・活用により新たな産業の創出し、経済の活性化を目指します。
安心して働ける環境づくり	雇用情報の提供や就労環境の整備により、誰もが働きやすい地域を目指します。
産業を担う人材の育成・確保	企業誘致等による雇用の創出と能力開発の支援により競争力向上を目指します。

3-3 ビジョンの体系

コンセプト	基本的な方向	主要な施策
地域資源を生かした活力ある地域経済の形成	1 活力ある市内企業の育成	①経営基盤の強化と経営支援機能の充実 ②製品等の魅力の向上とブランド力・技術力の強化 ③事業機会の拡大と域内循環の推進 ④にぎわい溢れる商業の振興
	2 市内産業を担う新たな企業の創出	①起業・創業の促進 ②企業誘致の推進 ③新分野進出と新産業創出の支援
	3 安心して働ける環境づくり	①雇用情報の提供と就業の促進 ②労働環境の向上と福祉の充実
	4 産業を担う人材の育成・確保	①人材育成の支援 ②労働力確保に向けた支援

第4章 施策の推進

4-1 活力ある市内企業の育成

現状と課題

現在の市内経済は、中小企業が主体となって地域を支えています。事業者間や地域間における連携の希薄さが大きな障壁となっています。特に「経済の域内循環」が不足しており、地場での資金循環が十分に行われていない実態があり、結果として域外需要の取り込みや、観光客の市内回遊・滞在時間の延長につながる仕組みづくりが遅れています。

観光面では、年間多くの観光客が訪れるものの、その大半は登別温泉地区に集中しています。一方で市内人口は減少を続けており、住民の高齢化と利用者の減少により空き店舗が増加することで、生活基盤の脆弱化に加え、災害時等における情報共有や連携体制の機能低下も懸念されています。

また、近年、急速に進むデジタル化への対応についても、導入済みの企業と未導入の企業との間で格差が生じています。今後、域外の需要を効果的に取り込んでいくためには、デジタル技術を活用した企業間の情報共有を強化し、個々の企業の技術力や魅力を地域全体で結びつけていく取り組みが不可欠な状況にあります。

施策の方針

事業者間・地域間の連携不足を解消するため、中小企業、市民、行政が日常的に連携できる仕組みを構築し、情報共有や協力体制を強化することで、災害時における地域経済の早期回復を図るとともに、事業継続計画（BCP）の導入を促進します。

また、観光客の市内回遊・滞在時間の延長を図るため、空き店舗の活用や新規事業所の開設に対する支援や地域一体となった観光推進の基盤となる「登別版DMO」の構築を目指すことで地域に賑わいを創出し、地域経済の活性化を図るとともに、経済の域内循環を目指します。

あわせて、市内企業のデジタル技術の導入支援を推進し、ICTを活用した経営管理の効率化や人手不足への対応を進め、生産性の向上や競争力強化を図るとともに、自社製品や技術の情報発信力の強化により、地場産品や地域ブランド品の認知度を高め、市内外の販路拡大を図ります。

主要な施策

施策	具体的な取組
① 経営基盤の強化と経営支援機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所と連携した経営強化・体質改善・人材確保と育成支援 ・デジタル化による経営管理の効率化や人手不足への対応、情報発信力の強化 ・事業継続計画（BCP）の作成支援と平時からの交流（訓練や情報共有等）促進
② 製品等の魅力の向上とブランド力・技術力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた加工食品の認定制度やご当地グルメの普及・開発支援 ・地場産品の情報発信 ・地元産一次産品を活用した新メニュー・新製品開発の促進 ・産学官連携による技術力強化・研究開発支援
③ 事業機会の拡大と域内循環の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・商談会等への出展支援 ・製品・サービスの市民利用推進及びニーズの把握 ・地域資源の情報発信 ・域外需要の獲得に向けた販路開拓及び企業間連携の推進
④ にぎわい溢れる商業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力的な店舗づくりや商店街づくりの支援 ・ICT を活用した商業活動の支援 ・商店街イベントの実施支援 ・商店街が地域コミュニティの中心となるための取組支援 ・商店街の商業機能維持の支援 ・関係機関と連携した事業承継の支援

4-2 市内産業を担う新たな企業の創出

現状と課題

観光客数の回復により一部の地域経済は活性化しつつあるものの、市全体では事業所数が減少傾向にあり、新規創業者や起業家が少ないことに加え、地域資源を活かした新分野・新産業への展開が十分でないことから、地域経済の多様性が限定的となっています。

市内への進出を検討する企業等に適切な情報提供を行える体制を整備し、企業誘致を強化するとともに、域内の小規模事業者や個人事業者にも支援情報が行き届く体制の充実が求められています。

施策の方針

地域経済の多様性を高め、持続可能な産業基盤を構築するため、企業誘致の推進、創業・起業支援の強化、事業者への情報発信の充実に取り組みます。

また、地域資源を活かしたエネルギー、環境、健康、食、観光、IT など更なる成長が期待される新分野・新産業モデルの構築を支援し、既存産業との連携や新技術の導入を促進することで、地域経済の活性化と持続可能な産業基盤の強化を図ります。

主要な施策

施策	具体的な取組
① 起業・創業の促進	<ul style="list-style-type: none">・「創業支援事業計画」に基づく起業・創業人材の育成・支援・商工会議所、地域金融機関との連携・空き店舗・空き家を活用した起業・創業支援
② 企業誘致の推進	<ul style="list-style-type: none">・立地情報の発信・進出意向企業への総合的な支援・国・北海道・関係機関との連携・地域の事業者に対する経済波及効果をもたらす、地域経済をけん引する事業への支援
③ 新分野進出と新産業創出の支援	<ul style="list-style-type: none">・地域資源や技術を活用した地場産品等の創出支援・新技術の事業化支援・新産業モデルの構築支援

4-3 安心して働ける環境づくり

現状と課題

少子高齢化や人口減少に伴う労働力人口の減少が進む中、価値観の多様化により求職者の希望職種に偏りが見られ、企業が求める人材と求職者の間でミスマッチが生じています。このため、若年者、女性、高齢者や障がい者、外国人労働者など、多様な人材が活躍できる柔軟な就業環境の整備が求められています。

また、安全で快適な労働環境の実現や、勤労者の生活の安定と福祉の向上が、人材の定着と地域経済の活性化に重要な役割を果たすことから、労働環境の改善や就業条件の整備を進め、「働きたい人が働ける」「働き続けられる」環境づくりが必要です。

施策の方針

国や北海道、関係機関と連携し、雇用情報の提供や就職に向けた相談を行うことにより、求職者の就業及び市内企業の人材確保を支援します。また、高齢者の経験や知識、技能の活用を促進するほか、企業見学やインターンシップの実施支援など、求職者と企業理解を促進し、雇用のミスマッチ解消を図ります。

若年者のキャリア形成支援や職場定着支援、女性の出産・育児と仕事の両立支援、障がい者の雇用促進、外国人労働者の受入環境整備など、多様な人材が活躍できる環境を整備するために必要な情報等を共有し、企業における働き方改革の推進や労働条件の改善を支援するとともに、勤労者の生活の安定と福祉の向上を図り、安全で快適な職場環境づくりを促進します。

主要な施策

施策	具体的な取組
① 雇用情報の提供と就業の促進	<ul style="list-style-type: none">・ハローワークと連携した雇用情報の提供、就労相談・企業と求職者のミスマッチ防止・企業見学やインターンシップの実施支援・多様な人材が活躍できる柔軟な就業環境づくり支援
② 労働環境の向上と福祉の充実	<ul style="list-style-type: none">・労働法制、労働安全衛生に関する情報提供・就業条件の改善に向けた啓発活動・労働問題に関する相談対応・助言・指導

4-4 産業を担う人材の育成・確保

現状と課題

中小企業の経営において「慢性的な人材不足」が深刻化しており、若者の入職が少ないことや早期離職が問題となっています。特に、技能労働者については、高齢化や後継者不足が進んでいるため、人材の確保や育成が課題となっていますが、人材確保と育成は多くの時間と費用が必要であることから、産学官連携による人材の定着や育成の推進が求められています。

施策の方針

職場定着や後継者不足の解消を促進するため、能力開発や資格取得に対する支援を行い、計画的な人材育成を推進します。また、企業間の連携や企業と若者の交流機会を創出し、地域産業への理解を深めることで、人材の定着と確保を支援します。

さらに、産学官連携により人材確保の仕組みづくりや専門性の高い人材の育成を一体的に進め、持続可能な人材確保体制を構築します。

主要な施策

施策	具体的な取組
① 人材育成の支援	<ul style="list-style-type: none">・日本工学院北海道専門学校への活動支援・企業連携等による人材育成支援・能力開発・資格取得等の支援
② 労働力確保に向けた支援	<ul style="list-style-type: none">・若者の地元定着の支援・企業と若者の交流機会の創出・産学官連携による人材育成の推進・外国人などの多様な人材の活用支援

第5章 ビジョンの推進

5-1 関係者の役割

ビジョンの推進に当たり、本市の産業の特性を踏まえて、産業活動の主体である中小企業者等や市民、市がそれぞれの役割を果たし、環境変化に対応していくこととします。

また、ビジョンに基づき推進する施策は、三者が連携しながらそれぞれの役割を認識し、相互に協力しながら取組を進めることが必要です。

①中小企業者等の役割

中小企業者等は、地域経済を支える重要な担い手として、自らの経営基盤の強化を図るとともに、雇用環境の整備、雇用の維持及び創出、人材の育成に取り組み、持続可能な経営の実現を目指します。

また、市が行う中小企業振興の施策に対して積極的に連携するとともに、各種事業者間の連携及び交流、市民等のニーズを把握し、地域全体の産業力の向上に貢献するように努めます。

②市民の役割

市民は、中小企業者等が地域社会の発展や市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業者等が市内で生産、製造、加工、または販売する产品及び提供するサービスを利用したり情報発信等を行うことにより、地域内経済循環の促進や中小企業者等の成長発展に協力するように努めます。

③市の役割

市は、地域経済の振興に係る総合的ビジョンを策定し、中小企業者等の経営基盤の強化や産業の振興に向けた施策を計画的に推進します。

施策の実施に当たっては、必要に応じて適切な財源措置を講じるとともに、地域の実情や課題を把握し、時代の変化や社会経済情勢に応じた柔軟な取組を実行するように努めます。

5-2 進行管理

ビジョンの推進を図るため、毎年度、各施策の実施状況等を検証し、中小企業者等・市民・市で構成する協議体に報告し進行管理を行います。

5-3 見直し

ビジョンは、大きな社会情勢の変化が生じた場合のほか、国や北海道の政策の動向を踏まえて適切な振興施策を講じるため、必要に応じてビジョンの見直しを行います。